

## 河川等水質検査業務仕様書

本仕様書は、京丹波町が発注する河川等水質検査業務に適用する。

### 委託業務の名称

平成22年度河川等水質検査業務

### 検体数

本業務にかかる検体数は、別紙のとおりとする。

### 業務範囲

#### 1. 採水・回収

- (1) 水質検査対象となる検体の採水は、委託者立会いの上、受託者が行うものとする。
- (2) 採取に係る容器及び器具並びに保存薬品等は、受託者の負担とし公定法に準じること。
- (3) 再サンプリングした場合は、受託者負担で行う。

#### 2. 検査・報告

- (1) 資料採取後、別紙の検査項目を公定法により測定精度、検査方法を遵守し速やかに検査すること。
- (2) 検査結果の報告は原則として採取後2週間以内とすること。
- (3) 甲が検査結果に疑義がある場合は、乙の負担で再検査を実施すること。但し、乙の責任に帰さない場合は、この限りでない。
- (4) 水質検査の再委託は認めない。但し、水質管理目標設定項目の農薬類については、この限りでない。

#### 3. その他

- (1) 乙の採水者又は回収者について、甲が適当でないと判断した場合は、速やかに担当者を変更すること。
- (2) 本業務において知り得たデータやいたく内容の情報について、受託中はもちろんそれ以降についても他人に漏らしてはならない。
- (4) その他については、契約書に定めるものとする。